

クルクルごみ減量通信 第13号

「プラスチック製容器包装ごみの排出方法について～何が対象？どこに出す？～」

最近、プラスチック製のものを資源ごみとして出すのか燃えるごみとして出すのかわからないというお問い合わせが多くなっています。そこで今回はプラスチック製容器包装の詳しい出し方について紹介していきます！！

プラスチック製容器包装としてだせるもの (プラスチック製容器包装の資源ごみ指定袋に入れて)

- **ポリ袋類**→スーパーやコンビニの袋、菓子やラーメンなどの外フィルム、野菜や冷凍食品などの袋
- **トレイ類**→刺身や生鮮食品などのトレイ、コンビニ弁当などの容器 ※軽く洗ってください
- **パック、カップ類**→卵や豆腐などのパック、プリン・ゼリー・カップラーメンなどのカップ(紙製のものは対象外) ※軽く洗ってください
- **緩衝材類**→発泡スチロール、気泡緩衝材(プチプチのこと) ※発泡スチロールの大きいものは砕いて袋に入れてください
- **その他プラスチック製容器包装**→中がきれいに洗ってある洗剤・シャンプーの容器、ペットボトルのキャップとラベル ※ペットボトル本体は、プラスチック製容器包装では出せません！！



主にこのマークが付いているものがプラスチック製容器包装の対象になります！！

プラスチック製容器包装としてだせないもの

- **ペットボトル本体**→資源ごみの集積所には出せないので、お近くの集会所やリサイクルひろばクルクルで出してください

- **商品そのもの**→洗面器、バケツなど
- **中が洗えないもの**→わさび、マヨネーズなどのチューブ
- **プラスチック製でも対象外のもの**→新聞の包装用紙、荷造り用の梱包ひもなど



これらは**燃えるごみ**で出してください！！！！

担当：尾張旭市環境課ごみ減量係(TEL:0561-76-8135)